

はじめに

本市は、平成12年に『環境創造都市』の実現に向けて「瀬戸市環境基本計画」を策定、平成13年には「瀬戸市環境基本条例」を制定し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を展開してまいりました。

近年、環境行政を取り巻く状況は刻々と変化しており、国際的な温室効果ガス排出量の削減、資源循環や生物多様性の保全など広域的な環境問題に対して更に取り組むとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念や目標を意識しながら、日々変化する社会情勢や多様化する価値観などをしっかりと捉えることも求められています。

こうしたことを踏まえ、今後の環境施策を市民、事業者、市が一体となって更に進めていくため、この度「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ」を計画理念として掲げました。その実現に向けて基本方針を「瀬戸の“しぜん”」「瀬戸の“くらし”」「瀬戸の“ひとびと”」の3つに区分し、様々な環境施策を精力的に展開してまいります。その中でも本市の特長を活かした独自の施策を3つの重点環境施策として、市民、事業者、市の各主体が連携・協働し、それぞれの責務を果しながら、積極的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました瀬戸市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

瀬戸市長 伊藤保徳

